

## 第3回口頭弁論 報告集会 プログラム

参議院議員会館 講堂  
13:00～14:30

- |   |            |                |         |
|---|------------|----------------|---------|
| 1 | あいさつ       | 代理人弁護士         | 寺井一弘    |
| 2 | 第3回口頭弁論の報告 |                |         |
|   | 陳述した代理人から  | 代理人弁護士         | 伊藤真     |
|   |            | 代理人弁護士         | 橋本佳子    |
|   |            | 代理人弁護士         | 杉浦ひとみ   |
|   | 陳述した原告から   | 作家             | 田島諦(たい) |
|   |            | 元NHKチーフプロデューサー | 飯田能生    |
|   |            | パリス難民里親支援      | 岡本達思    |
| 3 | 国家賠償訴訟の現状  | 代理人弁護士         | 福田護     |

※次回 国賠訴訟裁判の期日を書き込んでください 月 日 時  
安保法制の差し止めの裁判は、4月14日10:30【103号法廷】です。  
アピール活動を9:30から地裁前で行いますので、ご参集ください。

### <経過>

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 9:30        | 裁判所前 広報          |
| 10:30       | 103号法廷 開廷        |
|             | 準備書面陳述           |
|             | 原告代理人意見陳述 原告意見陳述 |
| 11:30       | 記者会見             |
| 13:00～14:30 | 報告集会             |
| 14:45～16:30 | 原告集会             |

## 原告ら訴訟代理人 弁護士 伊藤 真

「立法不法行為と新安保法制法制定過程の違法性」について

### 準備書面目次（参考）

#### 第1 新安保法制法の制定行為の違法性

1 昭和60年判決及び平成17年判決による判断枠組み

(1) 総論・昭和60年在宅投票制度廃止違憲訴訟上告審判決

(2) 平成17年在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決の論理

(3) 平成17年判決と昭和60年判決との関係について

(4) ハンセン病訴訟熊本地裁判決の考慮要素について

(5) 本件は国家賠償が認められるべき例外的な場合であること

(6) 立法不作為と立法行為（作為）の違法性の評価基準の違い

2 人権規範以外の憲法規範に違反する立法の制定行為の違法性

(1) 平成17年判決の射程

(2) 立法行為の違法性を判断する枠組み

(3) 平成27年判決の判断枠組み

(4) 新安保法制法制定の場合

3 改めて昭和60年判決の判断枠組みの意味

(1) 職務行為基準説の意味

(2) 新安保法制法の場合

4 憲法適合性の判断順序について

(1) 法規の憲法適合性を先に判断すべきこと

(2) 平成27年夫婦同姓規定合憲判決

(3) 平成27年再婚禁止期間違憲判決

(4) 原告の損害との関係

(5) 裁判所の職責

第2 憲法9条に関する憲法解釈の変遷の歴史的・具体的事実

1 クーデターともいえる憲法違反の閣議決定と新安保法制法の国会成立

2 憲法9条の解釈の変遷の歴史的・具体的事実

(1) 憲法制定時

(2) 朝鮮戦争・サンフランシスコ平和条約

(3) 自衛隊創設から安保条約改訂

(4) ベトナム戦争と72年政府見解

(5) 78年ガイドライン

(6) 湾岸戦争

(7) 97年ガイドライン

(8) テロとの戦い

(9) 改憲論議と国民運動

(10) イラク戦争とイラク特措法

(11) 2005年「日米同盟：未来のための変革と再編」

(12) 第2次安倍政権

3 クーデターと評される憲法破壊行為

第3 明白に違憲違法な憲法破壊の国会審議

1 国会審議の異常性、違法性

2 新聞記事

3 憲法審査会における憲法学者の指摘

4 6月4日以降の国会審議と世論

5 不十分な国会審議

(1) 衆議院における審議

(2) 国民運動

(3) 参議院における審議

(4) 参議院審議中の国民運動

(5) 山口繁元最高裁長官の発言

(6) 立法事実がないことが明らかになる

6 強行採決に至る経緯

(1) 野党の結束

(2) 国民運動

(3) 参考人質疑

(4) 公聴会と市民の声

(5) 採決強行前夜

(6) 世論調査

(7) いよいよ採決強行

(8) 本会議による「成立」

7 その後

8 結語

第4 新安保法制法による重大な権利侵害

1 はじめに

2 平和的生存権・人格権に対する侵害の明白性

(1) 集団的自衛権の行使による侵害

(2) 「戦闘地域」での後方支援による侵害

(3) 国連平和維持活動（PKO）による侵害

(4) 結語

3 国会審議と新聞記事

(1) 国会審議の不十分さ

(2) 国会審議

(3) 新聞記事

(4) 結語

本準備書面においては、国務大臣、国会議員の新安保法制法制定過程における行動（閣議決定、法案提出、立法行為等）が国家賠償法上の違法性を満たしていることを主に論じる。まず第1に、違憲の内容の法律を立法する行為が、国家賠償法上の違法性を満たすための判断枠組みを論じ、第2に、これまでの憲法9条をめぐる政府の憲法解釈の変遷の事実を踏まえて、憲法9条の規範が形成されてきた経緯を概観しながら、新安保法制法の違憲性を明らかにする。なお、この新安保法制法の違憲性に関しては、理論面からの主張を別途準備書面で主張する。第3においては、新安保法制法の制定過程自体が、国務大臣、国会議員の行動としての行為規範ないし職務義務に違反し違法であることを論じる。そして、第4において、新安保法制法が、原告らの権利、主に平和的生存権、人格権を明白に侵害するものであることを論じる。以上を通じて、新安保法制法制定行為の国家賠償法上の違法性を主張することとする。

## 1 立法不法行為の判断枠組み

この点について、在宅投票制度に関する訴訟の最高裁判決（以下、「昭和60年判決」という。）は、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」には、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けることを認めている。

この判決を受けて、いわゆる在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決（以下、「平成17年判決」という。）において、最高裁は、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」に国家賠償法上の違法性が認められることを明らかにした。この判断枠組みは、その後、再婚禁止期間に関する最高裁大法廷平成27年12月16日判決（以下では「平成27年判決」という。）においても援用され、「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず」という判断枠組みとして踏襲され

ている。

これらの「憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」とか「憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白」という表現は、昭和60年判決がいうところの「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反している」場合の例示であり、立法内容が、憲法の人権規範に違反するときの判断枠組みとしてこのような表現になっているものと考えられる。また、仮に立法内容が人権規範以外の憲法規範に違反するときには、「憲法の規定に違反するものであることが明白な場合」という判断枠組みによって判断することが可能と考える。

なぜなら、立法内容が、憲法13条のような人権規範に違反するときであろうが、憲法9条のように人権規範以外の憲法規範に違反するときであろうが、憲法規範に違反することが明白な内容の立法行為が許されるはずもなく、いずれも昭和60年判決がいうところの「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反している」場合にあたるといえるからである。こうした立法行為によって、原告の「権利又は法律上保護される利益」（民法709条）が侵害されたのならば国家賠償法上の違法性が認められ、これによって生じた損害は、国家賠償として認められなければならない。

さらに、国務大臣は、重大な違憲の疑義が生じているような法案を国会に提出する閣議決定に同意してはならないし、国会議員は、当該法案に、重大な違憲の疑義が生じている場合には、そうした違憲の疑いを払拭するべく審議を重ね、少なくとも国民の多くが違憲の疑いを持たない程度には法案の修正などによって対応すべき職務義務があるといえる。国務大臣も国会議員も憲法尊重擁護義務を負っているからである。

そして、審議を通じて、なぜそのような法律が必要なのか、その立法事実を丁寧に検討し、当該立法の必要性、相当性を十分に明らかにすることで、国会議員として国民の疑問に誠実に応えるべきという国会議員としての行為規範がある。

## 2 新安保法制法の制定過程の違法性

今回の新安保法制法の制定過程はどうであろうか。準備書面（４）第２、第３で詳述するように、憲法尊重擁護義務を負う国会議員として、国民に誠実な態度で立法行為を行ったとはとてもいえないものであった。

立法内容に関して、憲法９条２項の交戦権否認、戦力不保持規定という一義的文言によって、解釈上、集団的自衛権の行使は認められず、海外での武力行使は許されないとされてきたものに、違反することは明白である。

そして、準備書面（４）第２で論じるとおり、これまで歴代政府は、アメリカからの強い要請があっても、一貫して、憲法上、集団的自衛権の行使は認められず、海外での武力行使は許されないとしてきた。これは確立された憲法規範といってよいものであり、新安保法制法の制定はそれに違反するものである。

しかも、元最高裁長官をはじめとして歴代法制局長官、元裁判官、日弁連、憲法学者などの法律関係者のほとんどが、これら内閣、国会の行為が違憲であり、立憲主義に反すると反対していた。そこでは第３で述べるように国民・市民から大きな反対の声が絶え間なく上がっていた。

こうした状況であるにもかかわらず、国民が納得するような立法事実を提示しての十分な審議もなされず、米軍支援法という本質を持った新安保法制法を強引に成立させた行為は、明らかに国会議員として遵守すべき行為規範に違反し、国会議員として負う職務義務違反であるといわざるをえない。これらは、内閣構成員である国務大臣の国会答弁などの行為にも該当する。新安保法制法の立法行為は、国家賠償法上、違法の評価を免れることはできない。

## 3 憲法判断の順序と裁判所の職責について

平成２７年再婚禁止期間違憲判決では、まず民法７３３条１項の憲法適合性を判断した上で、当該立法不作為の国家賠償法上の違法性の有無についての判断枠組みを提示してあてはめをし、国家賠償法上の違法の評価を受けるものではないとして請求を棄却しており、原告の損害については一切検討していない。このように最高裁も法規の憲法適合性の判断を先行させている。

本事案もこれと同様に、新安保法制法の違憲性について先行させて判断をするべき事案である。

安全保障政策における判断の誤りは国民の生命、自由、財産に甚大な損害を与え、取り返しのつかない結果を招来することになる。だからこそ、憲法は、こうした国家の安全保障政策に対して、憲法９条、前文の平和的生存権などの規定によって、多数派による政治的決定に制限を加えたのである。

安全保障政策に関する国民の意思は多様である。具体的な安全保障政策の実現や外交交渉の内容などは政治部門の判断に委ねられているとしても、内閣、国会が最低限遵守しなければならない大きな枠組みは憲法によって規定されている。政策の当不当の判断ではなく、こうした大きな枠組みを逸脱した立法か否かの判断こそは司法の役割である。

本件訴訟は、新安保法制法の安全保障政策上の当否の判断を裁判所に求めているのではない。あくまでも、新安保法制法が、憲法が許容している枠組みを逸脱しているか否かの判断を求めているだけである。にもかかわらず、この問題を政治の場で解決すべき問題であるとして、政治部門にその判断をゆだねてしまい、裁判所が憲法判断を避けることは決して許されることではない。

アメリカでは、２０１７年２月、トランプ大統領のイスラム７ヶ国市民の入国を一時禁止した大統領令に対して、ワシントン州などの連邦地方裁判所がその執行を停止する判断を下し、司法が人権、憲法、民主主義の擁護者としての職責を果たしている。もちろん、連邦制などの日米の制度の違いはあるものの、アメリカ憲法を範として導入された日本の違憲審査制においても、司法が権力分立を維持し、政治部門の目に余る暴走を止めるため、その権限を正当に行使しなければならない場面は存在するのである。今がそのときを考える。

この違憲の法律に基づいて、現実に南スーダンに自衛隊が派遣され、原告らへの権利侵害がより高まっているのみならず、自衛隊員の生命等の侵害の危険も極めて高いものとなっている。今後も、この法律を放置することによって、原告らの重要な人権が侵害され続けるのみならず、

自衛官を含む、原告以外の国民・市民の被害も拡大を続けることになる。こうして憲法規範そのものが毀損された状態が続き、さらに事態は悪化し続けるのである。

裁判所が、今回の新安保法制法の違憲性についての判断を避け、自らその存在意義を否定するようなことがあってはならない。

## 原告ら訴訟代理人 弁護士 橋本 佳子

### 憲法改正・決定権の侵害について

#### 1 憲法改正・決定権について原告らの主張

原告らは、国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法を最終的に決定する権利として憲法改正・決定権を有する、と主張し、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定及び新安保法制法の制定が、96条の憲法改正手続を経ることなく、解釈で、憲法9条を実質的に改変してしまったことにより、原告ら国民各人の憲法改正・決定権を侵害されたと主張しています。

#### 2 憲法改正・決定権の法的性質と具体的権利性

主権者である国民が国政のあり方を最終的権限を有しており、憲法制定権は国民にあります。憲法制定権は、改正手続を経て憲法を改正する最終的決定権を含むものであります。これが、国民の憲法改正・決定権です。すでに憲法改正手続法が制定され、96条の国民投票権について具体的に定められています。国民各自が96条の手続に従って最終的な意思決定をする権利である憲法改正・決定権は明らかに具体的権利として保障されております。

重要な憲法改正問題が生起していない間は、「憲法改正・決定権」は潜在しているにすぎません。しかし、重要な憲法改正問題が浮上した場合、確立した憲法規範が変更されようとしている場合は、国民にとっては、「自分たちの国民投票なしに憲法改正が行われることがあってならない」という「憲法改正・決定権」が具体的問題として浮上します。

#### 3 明文改憲だけでなく確立した憲法規範の改変にも憲法改正手続を要する

明文改憲だけではなく、すでに解釈として確

立した憲法規範の内容を変更することも憲法の改正です。長年にわたる政府解釈が有権解釈として定着し、現に機能している場合は、明確性と安定性を備えた不文の憲法規範になっており、憲法として行政府・立法府の権力行使を制約し、立憲主義を支えてきたのです。

従って、内閣及び国会が、解釈で、確立している憲法規範を変更することは、96条に定める憲法改正手続によって個々の国民の最終的意思を確認する手続を潜脱するものであり、許されません。

#### 4 憲法改正手続の潜脱による憲法破壊行為

憲法9条に関しては、「憲法上、個別的自衛権は認められるが、集団的自衛権は認められない」との解釈が、長年にわたって内閣法制局や歴代内閣によって表明され、政府解釈として定着し、不文の憲法規範として確立していました。その解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認することは、憲法規範を変更し、国の有り方、憲法秩序の基本を変更することであり、96条の改正手続なしに行うことは許されません。

ところが、政府は、この政府解釈を変更して集団的自衛権の行使及び自衛隊の海外出動を容認する閣議決定を行い、新安保法制法を成立・施行しました。こうして重要な憲法問題として浮上したのであるから、閣議決定の時点で、96条の憲法改正手続なきに進めることはできないはずであり、原告ら国民各人の「憲法改正・決定権」が具体化していたのです。

実際に、圧倒的多数の憲法学者、歴代法制局長官、元最高裁長官らが9条違反との意見を表明し、多くの国民の反対表明が国会前を中心に全国各地で繰り広げられる歴史上まれにみる状況にあったのです。にもかかわらず、96条の改正手続を潜脱して9条の実質的改変を行ったのであり、原告ら国民の憲法改正・決定権を侵害したのです。

#### 5 憲法改正・決定権の侵害による原告ら国民各人の被害内容

原告らは、「9条があるから日本の平和が守られている」と思い、自らが最も誇りとする平和憲法の下で、二度と戦争はしてならない、9条

を守り通さなければならないと強く決意し、これまでの人生を送ってきました。そのため多くの原告らは、違憲の閣議決定直後から、国会前集会や地域の集会やデモなど、あらゆる場面で反対の声をあげてきました。

ところが、違憲の新安保法制法の強行採決によって、戦争のできる憲法に実質的に改変されてしまい、現に南スーダンには、隠蔽されていた日報で明らかとなった戦闘地域に自衛隊が派遣されているのです。しかも稲田防衛大臣は憲法上問題になるから「衝突」という言葉を使ったと憲法違反を自白しております。

こうして原告らは、96条の改正手続を通じて自ら意見表明する機会を一切与えられないまま、意に反する受忍状態を強いられることになったのです。これ程理不尽なことはありません。憲法改正に関わる個人としての価値を根底から否定され、怒り、絶望感、さらには悲愴感などにさいなまれるに至ったのであり、原告らの精神的苦痛は図り知れません。

#### **原告ら訴訟代理人 弁護士 杉浦ひとみ**

「準備書面(6) 被害論2」について

1 原告らは、新安保法制法の成立によって平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害されたと訴えています。そもそもこの裁判は、あれほど多くの学者が憲法違反だといったこの新安保法制法が成立させられ、多くの市民国民は「裁判所は人権の砦」「司法は違憲立法審査権がある」ということを小学校の頃から信頼してこの国で暮らしてきました。裁判所がこのような事態を、形式的な理由で早期打ち切り、知らぬ存ぜぬは許されないだろうというのが、原告らの主張の根底に横たわるものです。

原告らは、この新安保法制によってどんな被害を受けているのだろう、私たち代理人は真摯に原告らの声に耳を傾けました。第1回、第2回口頭弁論で原告らが陳述し代理人が法的に主張してきたように、その被害は法制度成立当時には思いもよらない程の大きな被害を受けていることが分かってきました。裁判所にもその事実や心情が正確に伝わっていますでしょうか。代理人が準備書面の概略をこうやって陳述して

いる重要な要旨はそこにあります。前回被害論1に続いて、概略を申し述べます。

2 戦争被害を受けた中で今回は、長崎の原爆被害者が負っている被害を何人か記載しました。原爆投下直後、小学生の原告は弟に覆いかぶさって爆風から弟を守り、その手を引いて約束の防空壕に逃げ身を守りました。買い出しに出ていた若い母は日見トンネルをとおり乳飲み子を背負い必死で子どもたちの元に戻りましたが、トンネル内で見たその様子は生涯何も語りませんでした。1歳半で被爆した原告は、通った小学校に「原爆学級」があり被爆した子どもたちは実験材料にされたことを子ども心に気づいていました。友人を白血病でも失いました。他の原告は皮膚のめくれた被害者の様子が湯剥きトマトのようだと、トマトを見ることを今も苦痛に感じています。また、赤ちゃんを抱いたまま黒焦げになっていた女性の死骸、馬が半分黒焦げ半分は形を残している様子など、その心の中には忘れることのできない映像が、今も生々しくあり、戦争や人を殺し合うというこの法制と分かちがたく結びついているのです。

障がい児への教育に生涯をささげてきた女性は、障がいのある子どもたちにこそ、この社会の中での光を教えられているといいます。そんな障がいを持つ子たちが、人を殺し殺されることを許す社会では真っ先にその命を奪われること、そうであっていいという意識がすでに巻き起こっていることを、過去の歴史の事実を照らして感じ、心を痛めています。

ある宗教家の原告は、信仰による心の平穏は社会の平和と一致しなければ意味はないと気づき、50歳にして牧師になった方でした。今の国の動きは、まさに彼の信仰的心情を引き割くものであり、人格そのものを打ちのめす物です。

基地周辺の住民である原告は、今もその爆音や大きな機体、空母の存在の威圧感を知っていることから、基地が狙われ巻き込まれることの恐怖がどれほどのものかは、すでに現実的に感じており、恐怖を感じています。

また、今回の準備書面では、先の戦争中に、国を挙げて戦うために、子どもたちがどれほどゆがんだ価値観を押しつけられ、考える自由も

考える意欲も力も奪われた状態にあったか、まさに人格を形成する段階で大きな侵害を与えられた事実を語る者が複数いました。新安保法制法の成立により、まさにこの心の侵害が始まっているのであり、過去被害を受けた者はその頃の喪失感、絶望感を蘇らせているのです。

3 裁判所には、この安保法制法及びこの法ができたこの社会が、国民にすでに与えている人権侵害と、今後人権侵害が起きているかさえも自覚できないような暗黒の社会になることを防ぐために、司法権をになう立場であることを自覚していただきたいという思いが各原告の主張に込められていることまでを読み取っていただきたく、準備書面を咀嚼して陳述しました。

## 原告陳述要旨 田島 謙 (たじま たい)

1945年の夏、わたしの生涯は終わってしまいました。たかだか中学1年にすぎない12歳の少年にそんなことがあるものかと言われるかもしれません。しかし、このわたしにとってそれはまぎれもない真実だったのです。なぜか？

それ以前のわたしには明確な生きる目的がありました。「大東亜戦争」に勝利することです。「大日本帝国」という名を自称し、「東洋平和」のためという大義名分のもとにあの大戦争をはじめたその国家の目的が、そっくりそのまま、このわたしの生きる目的であり生きる支えになっていたのです。それが一挙に失われてしまったのです。

そればかりではありません。「大東亜戦争」の目的そのものが正義に反するものであり、その不正な目的のために、この国家は、三千万人ものアジアのひとびとを殺し、三百万人もの自国民をも殺したのだという事実を、認めざるをえなくなってしまったのです。

この「大日本帝国」の植民地で敗戦を迎えたわたしは、この国家の保護を一挙に失っただけでなく、この帝国に抑圧されてきた民族からの報復をも受けなければなりません。なぜ、このわたしまでがこんな目にあわなければならないのか？まったくわからなかった。けれど、やがて、すこしずつ、その理由も理解していきます。

戦後のわたしの生涯は、このわたしが、なぜ、あのような愛国少年につくりあげられてしまったのか、その原因を探り、わたし自身のそのようなありようを克服して、人間としてまっとうなありかたを取りもどしていく、といういとなみに捧げられてきました。

戦前戦中のわたしには、自分の頭で考え自分で判断して自発的・自主的に行動するなどおもいもよらないことでした。いえ、あの当時は、大人たちも含めて、だれもが、国家が望むように考えることを、いえ、国家が望むように感じることをさえ、直接にであれ間接にであれ、強制されていました。和の尊重。一億一心。これに同調できない者は異分子すなわち非国民として、国家が排除する。みんながおなじようなことを、みんなとおなじように、みんなといっしょにやらなければならない。そのような「期待される人間像」へと、わたしは、この国家によって純粹培養されたのです。

そこから、全生涯をかけて脱却し、自己変革をとげてきた、いまのこのわたしにとっては、ですから、自分の頭で考え、自分で判断し、自発的・自主的に行動できるということ、言いかえれば、みんなとおなじようなことを、みんなとおなじように、みんなといっしょにやりなさいと言われたとき、いやです、と拒否できること、これが、このわたしが生きていくうえで欠くのできない条件になっているのです。

この条件を、これまでは、日本国憲法がわたしに保障してくれていました。それが、いま、安保法制の施行によって脅かされようとしています。日本国民はかくあるべしと、日本国という名の国家が、具体的には安倍政権が、規定し、この規定に従えない、あるいは同調できない者を、異分子すなわち非国民として、国家が、実質的には安倍政権が、排除する、といった状況が、安保法制の施行によって、杞憂ではなくなっているのです。

このわたしがわたしとして生きることを、この日本国という国家の独裁的支配権力を握った安倍政権が、いまや、不可能にしてしまったのです。すくなくとも、きわめて困難にしてしまったのです。安保法制は日本国憲法に違反している、とりわけその根本理念である基本的人権を侵害している、と、わたしが考えるのは、以上の理由によってです。

### **原告意見陳述 飯田 能生 (いいた よしき)**

私は去年5月までNHKで報道記者として働いていました。「チーフプロデューサー」という肩書きでニュース制作の現場の管理職を務めていました。番組としては「ニュース7」、「おはよう日本」といったニュース番組の制作、「BSニュース」では編集責任者も務め、最後は「首都圏放送センター」のニュース制作に関わりました。一昨年、安倍内閣が集団的自衛権を容認し、安保法制の成立を強行させたことが、私の運命を変えました。

私の父母はともに昭和9年生まれです。父は東京で東京大空襲に遭い家を失い、母は戦時中は山形市内に疎開するなど、戦争の被害を受けました。異なる地で敗戦を迎えた両親ですが、2人が共通して体験したのは教科書の墨塗りで

した。きのうまで「天皇陛下は神様だ」「最後は日本軍に神風が吹く」と教えていた教師が、何の謝罪も釈明もせず「昨日まで教えていたことは誤りだった」と言って教科書の記述を次々と墨で潰させたといいます。軍国主義に染められた子どもたちは、それまでの価値観を全面的に否定され、天皇以下、教師に至るまでの大人たちに対する不信感を抱かざるを得ない衝撃的な体験だったと何度も聞かされました。そんな両親にとって「民主主義」は新鮮で理想的な価値観であり、日本国憲法の「平和主義」の理念は戦争体験者としてとても腑に落ちるものだったのでしょう。親からは「民主主義」や「平和主義」の大切さを教えられ、かけがえない価値観として吸収し成長しました。大学の法学部に学ぶ中で、自分自身でこの価値観を見直す機会がありましたが、この理念はますます私の揺るぎない確信となりました。やがて87年4月にNHKに記者として就職しました。「憲法の精神が行政、立法、司法の場でどのように実現されているのか、何より国民が憲法の恩恵を享受しているのか、すべてこの目で見てやろう!」というのが大きな動機でした。また、おかしいと感じた事を指摘するのがジャーナリストの使命であり、権力には屈しないというのが仕事上での信条でした。しかし、私の人生に予期せぬ事態をもたらしたのが安保関連法案でした。

そもそも公共放送たるNHKの報道は、不偏不党・公正中立の立場を守り、情報の送り手の主観的な判断を交えず客観報道に徹することが原則です。余計な論評を一切しないのは“行政府も立法府も民主主義が貫かれている”からであり、ありのままを客観的に報道することこそ、重要だと考えるからです。しかしながら安保関連法の成立は、あれほど憲法違反だという指摘を受けながら、審議も尽くされず、数の横暴による「多数決」により成立させられたのです。他方、ジャーナリズムに対して政府・与党からのあからさまな圧力が相次ぎました。テレビ朝日のコメンテーターへの批判、TBSの放送内容に対する非難、沖縄の地方紙に対する暴言、さらには電波管理法に基づくテレビ局の免許更新をちらつかせ政府批判の報道の自粛を迫るかのような総務大臣発言。NHK前会長が就任記者会見で「政府が右というものを左とは言えない」という発言も、その流れを象徴するものでした。

徹頭徹尾、民主主義と平和主義を生かしたいと



選んだ仕事が、この安保法制法の成立という決定的な出来事とその存在基盤を失いました。私はこれ以上今の報道体制に従事していくことはできなくなったのです。私がぼんやりと想像していた穏やかな人生の流れは、安保法制という大きな波によって流れを変えられました。民主主義の危機を目の当たりにして、家庭にいても職場にいてもまるで大波に飲み込まれて息が詰まるような毎日が始まりました。そして、昨年5月に依願退職を余儀なくされたのです。最早「政府を信じ、国会を信じ、この国の民主主義を信じよう」と無責任に口にすることができなくなったからです。戦後日本に構築された民主主義が目の前で破壊されているときに、この破壊行為に疑問を呈することすら「不偏不党」の大義名分の下では慎重に検討せざるを得ない職場で、できることは限られています。

私は、残り数年の安泰なサラリーマン人生と、自分の信念を曲げてまで仕事を続けることとの苦しい選択でしたが答えは明瞭でした。この社会の中で私自身はとても小さな存在に過ぎませんが、この濁流から孤独でも一人で抜け出さなければ自分の信念を貫き通すことはできないと思いました。民主主義社会に落とされた影が漆黒の闇に変わる前に、NHK という寄らば大樹を失おうとも職場の仲間との連帯をかなぐり捨てようとも妻子を背負って一人で立ち上がらなければならないと決意しました。それは、私の50余年培ってきた自らの価値観と、これからの子どもたちの未来のために、傷つけられたままではいられないからです。民主主義の時計の針を後戻りさせるのではなく、前に進める司法判断を切に希望いたします。

#### **原告意見陳述 岡本達思 (おかもと たつし)**

1950年に東京に生まれ、66歳に至る私の人生に、大きな影響を与えたのは中学2年の時に読んだ島崎藤村の『破戒』でした。「被差別部落」という存在を初めて知り、それが社会の構造の中で、権力の側が作った制度による差別であると知り、激しい怒りを覚えたのです。

さらに、それが権力の手による差別にとどまらず、同じ庶民の間での差別として根付く時、人の尊厳はあっけなく失われることを知り、強

者が弱者を抑圧する構図に対して反発する気持ちが強くなり、やがてはそうした正義感が私の最も重要な価値観となり、その後の生き方の根幹に据えられたように思います。

1980年代後半から、私はレバノンのパレスチナ難民キャンプの子どもたちを支援する里親運動に参加しました。欧米列強国がそれぞれの思惑から、パレスチナの地にイスラエルを建国させ、一方的に祖国を分割させられたパレスチナ人は、その後もイスラエルの圧倒的な軍事力により、家族や親族を虐殺され祖国から追い出され今に至る悲惨な歴史は、私の正義感に火をつけたのでした。

そして、いたいけな子どもたちが空爆や虐殺などの暴力に怯え、本来享受しなければならない教育や遊びから置き去りにされた現状に、じっとしていられなかったのです。私たちの里親運動は、現地の子どものに対して16歳までの生活や学資の援助をしています。そのほか、幼稚園や図書館の建設援助や教材支援、歯科検診、シリアからの避難民に対する緊急支援、等も行っています。

パレスチナの人びとは総じて日本人や日本という国に特別の親しみを寄せ、信頼を抱いています。欧米諸国も同様の支援をしていますが、特に彼らの日本人に対して寄せる親愛の度は明らかに強いのです。

その理由は、日本が唯一の被爆国として悲惨な形で敗戦を経験しながらも、見事に立ち直り発展したことに対する尊敬と、なによりもその敗戦から今日まで「非戦」を誓い、平和外交を貫いているからです。

他の大国が、中東諸国に軍事介入する中で、憲法9条のもと武器を持たず平和外交やNGOによる人道支援を続けてきた日本に対しては、パレスチナに限らず中東諸国の多くの人々は絶大な信頼を寄せてくれました。これは中東諸国で人道支援や取材活動を続けてきた日本人なら、誰もが感じているはずです。

ところが、自公政権による安倍内閣が誕生して以来、彼らの日本に対して抱く信頼は徐々に薄れてきました。如実に変わったのは、2015年1月に安倍首相が中東諸国を歴訪して以降です。なかでも1月18日にイスラエルを訪問し、サイバーテロや軍用無人機などの安全保障関連分野での提携を深める演説は、中東諸国に対して挑発的な言動となり、私はそのニュースを見て全身に戦慄が

走ったのを今でも忘れることができません。

昨年7月1日にバングラデシュの首都ダッカで、武装集団によるレストラン襲撃事件がありました。この事件で私が最もショックを受けたのは、人質の一人の日本人が銃を突きつけた犯人に向かって「I am Japanese.」と言い殺されたことでした。かつては私たちの身を守る言葉だった「I am Japanese.」が、今や何の力もないこと、むしろ日本人が攻撃の対象として変わってしまったことに、私は深い悲しみを感じました。

安倍政権が成立させた安全保障関連法は、中東諸国の人々の日本に対する不信感をさらに決定付けました。日本国憲法を蹂躪し強行採決によって成立されたこの法律は、彼らにかつてない衝撃を与え、これまでの日本のイメージを大きく塗り替えさせてしまったのです。

この法律が成立するや、私は中東の多くの友人から「安倍は正気なのか?」「日本は戦争をするのか?」「いつから日本は好戦国になったんだ?」といったメールを受け取りました。安倍政権による安全保障関連法の制定は、“非戦”を誓った日本への世界の信頼を壊したのです。

私や私の仲間がこれまで積み上げてきた中東の人々との信頼に基づいた取り組みを、中東の子どもたちへの支援を大きく侵害されたことを、この場で強く訴えたく思います。